

## BSE 問題検討会報告書における指摘と対応状況

「BSE 問題報告書（平成14年4月2日 BSE 問題に関する調査検討委員会）」

### 第 部 今後の食品安全行政のあり方

#### 2 食品の安全性の確保に係る組織体制の基本的考え方

##### (2) リスク分析をベースとした組織体制の整備

##### 「リスクコミュニケーション」の確立

において指摘された点と、現在までの対応状況は以下のとおり。

BSE 問題報告書における指摘	平成15年度の対応状況
<ul style="list-style-type: none"><li>・ リスクコミュニケーションを総合的に推進する専門の機能・組織を確立することが必要。</li><li>・ リスク評価、リスク管理の経過を含め、リスク分析のプロセス全体を通じて情報の公開および意見の相互交換がなされることを制度化することが必要。</li><li>・ リスク評価及びリスク管理にかかわる情報は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」第5条各号に規定された情報を除いて、消費者が自由にアクセスすることを可能とし積極的に一般に公開されることが必要。</li><li>・ 消費者を対象とした「公聴会」や「意見提出」の制度を設けることも必要である。公聴会については、行政側が積極的に開催するとともに、消費者からも開催の請求ができるように制度化すべき。</li><li>・ リスク評価やリスク管理に関する情報公開・提供に当たっては、欧米の例も参考に、登録した希望者に対して制度の変更に係わる情報を、その都度、インターネットを通じて提供</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省に専門組織が設置されている。</li><li>・ 食品安全基本法第13条等に規定。</li><li>・ 食品安全委員会、同専門調査会、薬事食品審議会、食料・農業・農村審議会、農業資材審議会等は、資料を含め原則公開で開催されている。</li><li>・ 意見、情報の募集、食の安全ダイヤル、意見交換会の開催等により、実質的に対応。</li><li>・ インターネット上では公開。農林水産省は、希望者へメールにて最新情報を提供するシステムの運用を開始。</li></ul>

する手法等も導入すべき。

- ・ リスクコミュニケーションは、リスク評価を実施する機関並びにリスク管理を分担する省庁の両方が、相互および他の利害関係者で行う。そのための実施の機能・体制を整備することが必要。
- ・ リスクコミュニケーションを総合的に分担する組織は、リスク評価を実施する行政機関に置くことが適切。
- ・ 海外の例も参考に、一般の人向け、子供たち向けなど、受け手の特性にあわせた情報の提供など工夫が必要。
- ・ きめ細かな情報を提供していくためには、情報に関する専門部署と専門家がいなければならない。日本においては遅れている分野である。特に広報担当コミュニケーションの育成が急がれる課題。

・ 各府省において体制整備済み。

・ 食品健康影響評価を行う食品安全委員会に係行政機関が行うリスクコミュニケーションについて調整の事務。

・ パンフレット、インターネットとも広く一般向けに分かりやすい情報提供に努めているところ。子ども向けについては、一部で実施。

・ 各府省にリスクコミュニケーション担当の専門組織は設置済み。コミュニケーターについては、実地で養成中。一部では、研修を実施。